

掛川市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月31日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 草 賀 章 吉

掛 川 市 監 査 委 員 様

掛 川 市 長
(産業労働政策課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成30年3月15日付け掛監第98号で依頼のあった当市の財政援助団体であるかけがわ街づくり株式会社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
ア 団体 (ア) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理をすること。請求書や領収書等の管理も協定事業ごとの管理をすること。 (イ) 定期報告書や完了報告書については提出の遅延、協定書に基づく報告事項や苦情等の記載漏れのないように、チェック体制を見直すこと。 (ウ) 事業計画書や報告書等における項目や費目の明細などは、所管課の指示に基づいた記載内容とすること。	(ア) 専用口座を設けて、適正な経理の執行・管理とするように改善しました。請求書や領収書等の管理も協定事業ごとの管理に改善しました。 (イ) 定期報告書や完了報告書については複数人でチェックするよう適正な事務処理を徹底します。 (ウ) 事業計画書や報告書等における項目や費目の明細方法については、収支予算と決算書で統一するよう見直しを行います。	H30.4.1 H30.3.15 H30.4.1
イ 所管課 (ア) 定期報告書や完了報告書については提出の遅延、協定書に基づく報告事項や苦情等の記載漏れのないよう指導と内容確認の徹底をされたい。 (イ) 事業計画書や報告書における項目や費目の明細などは、費用の精査ができるよう収支予算書と決算書の費目を統一するよう指導されたい。	(ア) 定期報告書や完了報告書については提出の遅延、協定書に基づく報告事項や苦情等の記載漏れのないよう複数人でチェックするよう指導するとともに、内容確認の徹底を図ります。 (イ) 事業計画書や報告書における項目や費目の明細などは、収支予算書と決算書の費目を統一するよう指導しました。	H30.3.15 H30.3.15

(ウ) 本市の指定管理者制度運用ガイドラインでは使用料制度の指定管理料の考え方として「過剰な見積りや不要な経費、指定管理には直接関係のない当該団体の運営費（人件費等）が盛り込まれることがないよう」と規定されている。また、利用料金制度の導入にあたって「収支差額（赤字）を指定管理料で補てんする形でなく、市が施設管理費を積算・精算し、指定管理者と協議した上で指定管理にかかる経費の一部（一定額）を支払う」こととなっている。 指定管理料の積算にあたっては、業務要求水準を基準として利用料金を推計し、残る管理費用分を指定管理料とするなど、施設の特性や設置目的に応じ、適正な算定を行われたい。また、29年度収支決算の確認を十分に実施されたい。 なお、駐車場施設管理以外に、市の政策上、かけがわ街づくり株式会社に行わせる必要がある事業等の経費については、委託料や補助金による対応とすべきと考えるが、指定管理料に含めることで効率的に実施できると判断する場合には、施設管理とその他の事業について区分経理を行い、事業ごとの費用対効果の検証を十分に実施されたい。	(ウ) 指定管理料の積算にあたっては、施設の特性や設置目的に応じて適正な算定を行うように改善します。29年度収支決算の確認を徹底します。 中心市街地活性化推進事業については指定管理料とは別に対応することとします。	H30. 3. 15
(エ) 事業報告書の提出期限については、光熱水費等の変動による委託料の積算の必要性があることから、指定管理制度運用ガイドラインに定める提出期限に関わらず、所管課が出納閉鎖期間内に収支を確認し、精算することが可能な期日とすることを徹底されたい。	(エ) 事業報告書の提出期限については出納閉鎖期間内に収支を確認し、精算することが可能な期日までに提出するよう指導します。	H30. 3. 15